

令和3年2月17日
流山市教育委員会

いじめ重大事態の調査結果を受けた 再発防止策の公表について

本市において、平成26年度に小学校で、平成28年度に中学校で、同一の児童生徒へのいじめ重大事態が発生いたしました。いじめを受けた生徒ご本人をはじめ、保護者及び関係者の皆様には、長期にわたりご負担をお掛けしたこと、また、市民の皆様にもご心配をお掛けしたことを、心よりお詫び申し上げます。

本件について、流山市教育委員会は、流山市いじめ対策調査会に調査を依頼しておりましたが、令和2年8月13日付けで、調査会より、調査結果の報告書が、教育委員会に提出されました。報告書では、いじめの認知や児童生徒に対する指導、教育委員会や学校の対応に、慎重さや配慮を欠く点があったことなどが指摘されております。

教育委員会では、本件を重く受け止め、いじめの問題に対してより適切に対応するための改善策を講じてまいりました。このたび、学校と教育委員会がこれまでに行ってきた改善策や、今後継続して行っていく再発防止策を取りまとめましたので、公表いたします。

学校と教育委員会は、児童生徒一人ひとりが生き生きと学ぶ豊かな教育活動を実現するため、一丸となってこの再発防止策に取り組んでまいります。

第1 教育委員会の体制強化

いじめの問題に学校と教育委員会が連携して取り組むとともに、学校の対応について専門的な観点をふまえた助言を行うため、教育委員会の体制を強化しました。

1 いじめ防止相談対策室の設置

令和2年度から、いじめの問題を集中的に取り扱う部署として、教育委員会に「いじめ防止相談対策室」を設置しています。

【主な役割】

- ◇ いじめへの対処における学校と教育委員会の連携を円滑に行います。
- ◇ 学校が日常的に行ういじめ防止や対応の体制を点検し、不十分な点が見られる場合には改善するよう指導助言を行います。
- ◇ いじめ重大事態に至ることが想定される事案について、いじめを受けた児童生徒への支援等の対応が早い段階から適切に行えるよう、学校への指導助言を行います。
- ◇ 発生したいじめ重大事態について、教育委員会が調査主体となる場合における流山市いじめ対策調査会への調査依頼や資料提供等を速やかに行います。

2 教育研究企画室の相談体制強化

教育相談や長期欠席している児童生徒への支援を行う部署として、教育委員会に教育研究企画室が設置されています。

平成30年度に教育研究企画室のスクールカウンセラー及び指導主事を1名ずつ、令和2年度にスクールカウンセラーを1名増員して、いじめや不登校の問題を抱える児童生徒及び保護者の相談体制を強化しました。

【主な役割】

- ◇ 学校生活の問題や不登校など、児童生徒の悩みや心配ごとに

ついて、スクールカウンセラー等の専門の相談員が相談を受ける「教育相談」や、精神科医が相談を受ける「教育コンサルテーション」を行っています。

☆ 学校に行けない状態にある児童生徒が学習や体験活動に取り組むことのできる場所として「教育支援センター（フレンドステーション）」を運営しています。

☆ いじめや交友関係等の悩みを電話やメールで相談できる「流山子ども専用いじめホットライン」、アプリで相談できる「STOP it」を運用しています。

3 スクールカウンセラー（SC）の活用

中学校全校、小学校5校に千葉県スクールカウンセラー計14名を配置しています。また、教育研究企画室に8名のスクールカウンセラーを配置しています。

いじめ事案が発生した場合には、被害者の心のケアのため、必要に応じて児童生徒や保護者にスクールカウンセラーの利用を提案します。

【主な役割】

☆ 児童生徒や保護者との面談による相談、必要に応じた検査やソーシャルスキルトレーニング、訪問等により、専門的立場から支援を行います。

☆ 遊びやカウンセリング、授業見学等を通じて児童生徒の状態を把握し、必要な支援についての見立てを行います。

☆ 学校と連携して、悩みを抱える児童生徒への支援方法を提案します。

☆ 事件、事故等の緊急対応における児童生徒の心のケアを行います。

4 スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置

令和2年度から、いじめ防止相談対策室に、4名のスクールソー

シャルワーカーを配置しています。

スクールソーシャルワーカーは、児童生徒が置かれている環境を整えることにより、問題解決に向けた支援を行います。

【主な役割】

- ◇ いじめや不登校などの問題について、児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの構築、連絡調整等を行います。
- ◇ 社会福祉や精神保健福祉の専門的な観点から、保護者や教職員に対する情報提供や助言を行います。
- ◇ 必要に応じて児童生徒の家庭を訪問し、問題の背景にある事情もふまえながら、児童生徒の自己実現や学校以外の場所も含めた居場所づくりのための支援を行います。

5 スクールロイヤー（S L）の任用

令和2年1月から、いじめ防止相談対策室に、弁護士資格を有するスクールロイヤーを常勤の任期付職員として任用しています。

スクールロイヤーは、学校や教育委員会の弁護を行う代理人ではなく、児童生徒の利益を最優先に、第三者的な立場から学校や教育委員会への法的助言を行います。

【主な役割】

- ◇ 学校と教育委員会が法令を遵守しながら適切にいじめ問題への対応をすることができるよう、法的観点から助言を行います。
- ◇ 児童生徒が互いの人権を尊重し、いじめのない学校生活を送ることを目指して、いじめ防止授業を行います。
- ◇ すべての教職員がいじめの定義を正しく理解し、いじめ防止対策推進法に基づく適切な対応を行うことができるよう、教職員への研修を行います。
- ◇ いじめ問題に関する学校の対応体制の確認や、法的課題に関する助言を行うため、学校訪問を行います。

1 いじめが起きにくい環境にするための取組

文部科学省の『学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント』には、いじめの防止について、「未然防止の基本となるのは、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。」と書かれています。

このことをふまえ、流山市では、学校をいじめが起きにくい環境にするために、以下のような取組を行っていきます。

(1) 児童生徒がいきいきと学べる授業づくりの推進

教職員と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の人間関係が良好であることは、いじめ発生の背景となる児童生徒のストレスを低減させるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の基盤ともなるものです。

校内研修等で行う授業研究を、すべての学校で、いじめ防止の年間計画に位置付け、「①自己決定の場を与える ②自己存在感を与える ③共感的人間関係を育成する」という「生徒指導の機能」の視点も取り入れたものとするにより、学習環境や学習規律の整った授業づくりを推進していきます。

(2) 教職員がいじめを許さない姿勢の徹底

教職員の言動は、児童生徒にとって大きな影響力を持つものです。すべての教職員が「いじめは絶対に許されない行為である」との前提のもと、いじめの問題に真剣に取り組む強い意思を示すことが重要だと考えます。また、教職員自身が不適切な言動によって児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがあってはなりません。

教育委員会と学校は、職員会議や研修等を通じてこれらのことを繰り返し教職員に周知し、徹底を図ります。

2 児童生徒の心理状態や学級の状況を把握するためのアンケート調査（Q-U、hyper-QU）の実施

児童生徒が学級の中でどのような心理状態にあるのか、集団としての学級が良好な状況にあるのかを、客観的に評価・把握するためのアンケート「Q-U」と「hyper-QU」を、令和2年度から、すべての小中学校で実施しています。

Q-Uは、児童生徒の心理状態を把握して個人の実態に合わせた適切な支援を実施するためのアンケート調査です。「やる気のあるクラスをつくるためのアンケート」と「いごちのよいクラスにするためのアンケート」から構成されており、学校生活への意欲や満足感と、学級内に居場所があるか、いじめ等の侵害行為を受けていないかという学級集団の状態を測定することができます。

hyper-QUは、Q-Uの調査項目に「日常の行動をふり返るアンケート」を追加したもので、対人関係を築くのに必要なソーシャルスキルを測定することができます。

令和2年度は、すべての小中学校で、小学校3年生を対象にQ-Uを、小学校4～6年生と中学校全学年を対象にhyper-QUを、年度内に2回実施しました。

また、調査結果をいじめの防止等に効果的に活用するため、すべての小中学校で、外部講師による教職員向けの活用研修会を行いました。

3 いじめ問題への児童生徒の理解を深めるための取組

（1）児童生徒が主体となって行う取組

いじめの起きない環境を作るために、児童生徒自身がいじめの問題を主体的に考えて行動する取組を推進します。

すべての学校で、児童生徒が主体となって行ういじめ防止のた

めの取組を設定し、学校ごとのいじめ防止の年間計画に位置付けて実施していきます。

(2) 外部講師によるいじめ防止授業

平成31年度から、ストップイットジャパン株式会社から派遣を受けた外部講師によるいじめ防止授業を、中学校1年生を対象に実施しています。

令和2年度には、すべての中学校で、「脱・傍観者」をテーマとする授業を実施しました。

授業では、いじめの被害を防ぐためには、いじめ行為に直接関与していない児童生徒が観衆や傍観者にとどまることなく、被害者や加害者に声を掛けたり、いじめが行われる雰囲気を変えたり、誰かに相談したりするなどの行動をとることが重要であることが伝えられました。

(3) スクールロイヤーによるいじめ防止授業

令和2年度から、スクールロイヤーによるいじめ防止授業を、小学校5、6年生、中学校1、2年生を対象に実施しています。

令和2年度は、市内の小学校14校、中学校8校で授業を行いました。

授業では、法律では行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものが「いじめ」とされており、相手の気持ちを考えて行動することが重要であることや、いじめが相手の人権を侵害するものであること、学校はいじめに対応する責任があり、いじめを受けたときや見たときには一人で抱え込まずに相談することが大切であることを伝えました。

授業後には、参加した児童生徒を対象にアンケートを行いました。このアンケートで、いじめ等の悩みを訴える回答があった場合には、学校が児童生徒に事実確認を行うなどの対応を行いました。また、児童生徒から法律等に関する質問等が寄せられた場合には、Q & A形式の回答書を作成して教室に掲示するなどの対応を行いました。

1 学校が適切に組織的対応を行うための取組

(1) いじめ防止対策推進法に関する研修の実施

いじめを早期に発見して適切に対処するためには、何よりもまず、教職員一人ひとりがいじめの問題について正しい理解を持っていなければなりません。教職員の理解を深めるため、すべての学校の教職員を対象に、いじめ防止対策推進法に関する研修を継続的に実施していきます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染予防のための休校期間中に、すべての小中学校を対象に、いじめ防止対策推進法についての書面研修を行いました。また、これに加えて、対面による研修会を市内6校で実施しました。

今後も、法律についての教職員の理解を深めるため、継続的に研修に取り組んでいきます。

(2) 学校いじめ対策組織の議事録の作成・点検

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、各学校に、いじめ問題に対応するための学校いじめ対策組織が置かれています。

いじめ被害者への継続的な支援や、対応の事後的な検証を行うために、学校いじめ対策組織の会議を開いた際には必ず議事録を作成し、少なくとも5年間保管するものとし、保管期間の経過後も、事案への対応状況等によっては、さらに継続して保管します。

また、作成された議事録は、教育委員会のいじめ防止相談対策室が定期的に確認、点検するものとし、改善が必要な場合には指導助言を行います。

令和2年度には、スクールロイヤーの学校訪問の際に、すべての小中学校で議事録を点検し、不十分な点が見られた場合には記録の残し方等について助言を行いました。

2 いじめを相談しやすい環境の整備

(1) 援助の求め方に関する教育の実施

児童生徒がいじめ等の問題を一人で抱え込むことなく対処することができるよう、適切な援助希求行動（身近な信頼できる大人に援助を求める行動）をとることの大切さを、いじめ防止授業、小学校の体育や中学校の保健体育における不安や悩みへの対処の授業、道徳や学級活動等を通じて、児童生徒に繰り返し伝えていきます。

(2) 学校生活アンケートの拡充

各学校では、記名式の学校生活アンケートを、年間に2回以上実施しています。

このアンケートでは、学級内のことに限らず、部活動や学校外のことなど、日常生活の全般におけるいじめ等の問題が記載対象となっています。このことがアンケートの実施に際して児童生徒に確実に認識されるよう、周知を徹底します。

また、回答状況をみながら、随時アンケートの調査項目や実施方法等を見直し、より児童生徒が回答しやすいものとなるよう充実を図っていきます。

記名式のアンケートでは児童生徒が正直に回答しづらい状況がうかがわれる場合には、必要に応じて、学校生活アンケートとは別途、無記名でのアンケートを行います。

(3) S T O P i t アプリの導入

平成30年10月から、いじめ等の悩みを匿名で相談・通報することができるスマートフォン用アプリ「S T O P i t」を導入しています。

利用を促進するため、市内すべての中学生に対して、いじめ防止授業や、年度の初め、冬休み前などの節目ごとに、アプリの利用方法を案内しています。

(4) 相談窓口の周知

流山市では、流山市子ども専用いじめホットラインでの電話やメールによる相談受付、STOP i t アプリの導入や、スクールカウンセラー（SC）とスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置などにより、児童生徒が悩みを相談できる窓口を複数設置しています。また、関係機関や外部団体にも相談窓口が設置されています。

児童生徒にこれらを周知するため、令和2年度は、相談窓口を記載したカードやパンフレット、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割の違いや相談方法を記載したパンフレットを、すべての学校で配布しました。また、ストップイットジャパンやスクールロイヤーによるいじめ防止授業の際にも、相談窓口の周知を行いました。

今後も、いじめ等の悩みを相談できる学校内外の相談窓口を、児童生徒に継続的に周知していきます。

3 いじめの情報を得た後の適切な対処

(1) 学校の対処の適正化

いじめの情報や、児童生徒の様子の変化などいじめの把握につながる情報を得た教職員は、一人で抱え込まず、学校いじめ防止基本方針で定めた手順に従ってその日のうちに情報共有を行い、複数の教職員で対応にあたります。

いじめの疑いがある場合には、複数の教職員が協力して、関係する児童生徒への丁寧な聞き取りを行って事実関係を整理し、いじめを受けた児童生徒を守り通すことを最優先に、学校のいじめ対策組織の会議で対応を検討します。

会議には、教科担任や児童生徒が所属する部活動の顧問も参加するよう努め、その児童生徒に関わるすべての教職員が共通の認識を持って対応にあたります。

いじめ被害者への継続的な支援や、対応についての事後的な検証を行うことができるように、会議を開いた際には必ず議事録を

作成し、記録を残します。

(2) いじめを受けた児童生徒への適切な支援

学校と教育委員会は、いじめの事実関係が確認されていない段階においても、いじめの被害を訴えている児童生徒を守り、その心情に寄り添った対応を行うことを心掛けていきます。

また、いじめを受けた児童生徒を守り通すことが何よりも重要であることを認識し、安心して授業を受けることができる環境を確保するための対応を行うとともに、必要に応じて学校や教育研究企画室のスクールカウンセラーを活用するなど、いじめを受けた児童生徒の心のケアに努めます。

(3) いじめを行った児童生徒への適切な指導

いじめを行った児童生徒に対しては、いじめが相手の人格を傷つけるものであり、生命、心身、財産をおびやかす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行います。

また、いじめを行った児童生徒の抱えている問題など、背景にある事情にも目を向け、健全な人格の発達に配慮しながら対応を行います。

(4) いじめを見ていた児童生徒への適切な指導

いじめを行った児童生徒だけでなく、集団全体に向けて、いじめを根絶しようという姿勢が行きわたるよう、指導を行います。

いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えます。

また、周囲ではやし立てるなどしていた児童生徒に対しては、それがいじめに加担する行為であることを理解させる指導を行います。

(5) 保護者への適切な連絡

いじめの事実が確認された場合には、学校は、いじめを受けた

児童生徒といじめを行った児童生徒の双方の保護者に対して迅速に連絡を取り、事実を報告します。

また、その後も適時に保護者への連絡を行い、保護者の理解や納得を得ながら、保護者と連携して対応を行います。

4 いじめ重大事態への対処

いじめ重大事態の認定や対応が遅れることを防ぐため、以下の対応を行っていきます。

(1) 重大事態が想定される事案への早期対応

児童生徒の欠席が続く場合には、学校は、いじめが原因となっている可能性を考え、その児童生徒や保護者から話を聞くなどの方法により欠席理由を確認して、いじめの見落としがないよう努めます。

また、いじめを受けた児童生徒が欠席したなど、重大事態に至ることが想定される事案については、学校は直ちに対応を開始するとともに、事案の発生を教育委員会のいじめ防止相談対策室に報告します。

報告を受けたいじめ防止相談対策室は、重大事態に至る前の早い段階から学校と連携し、事案への適切な対応に取り組みます。

(2) 重大事態が発生した際の迅速な対応

いじめ重大事態が発生した場合には、学校が重大事態の発生報告書を速やかに提出するよう、いじめ防止相談対策室が学校への指導助言を行います。

また、発生報告書の提出を受けた後は、いじめ防止相談対策室が中心となって、教育委員会と学校のどちらを重大事態の調査主体とするか迅速に判断します。

教育委員会を調査主体とする場合には、流山市いじめ防止対策推進条例に基づき、流山市いじめ対策調査会への調査依頼を速やかに行います。

(3) 重大事態の調査中におけるいじめを受けた児童生徒への支援

いじめを受けた児童生徒に対して、重大事態の調査中においても、必要に応じて、心のケアや学習支援等の支援を提案していきます。

また、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査中の段階であっても可能な支援を継続的に行うことを、適切に説明します。

第4 再発防止策の確実な実現のために

再発防止策は、単に作成しただけで終わってしまっただけでは意味がありません。確実に実現していくために、以下の取組を行います。

1 学校いじめ防止基本方針の見直し

令和3年度に向けて、すべての学校で、学校いじめ防止基本方針の見直しを行います。

学校いじめ防止基本方針は、その学校のすべての教職員にとって、いじめ対応に関する行動指針となるものでなければなりません。この観点から、いじめ防止や早期発見のための年間計画や、いじめに関する情報を認知した後の情報共有の手順などが、学校の実情に応じた具体的な行動計画となっているかを点検し、不十分な点があれば改善します。

現在、教育委員会のいじめ防止相談対策室が各学校のいじめ防止基本方針を点検し、改善点について助言を行っています。

2 チェックリストによる実施状況の確認

教育委員会は、この再発防止策のうち学校が行う項目について、チェックリストを作成し、すべての学校に配布します。

学校は、再発防止策が適切に実施されているか、チェックリストによる確認を行います。

3 流山市いじめ防止基本方針の見直し

この再発防止策を確実に実現していくために、流山市いじめ防止基本方針の見直しを行います。

見直しにおいては、この再発防止策の内容を取り入れたものとするほか、流山市G I G Aスクール構想に基づき、I C Tを活用した相談体制の拡充や教育委員会と学校の連携のあり方についても検討を行います。

また、改定案の策定後、パブリックコメント手続により、市民の皆様からのご意見を募集させていただきます。